



社労士のつぶやき(97) 年金改革にビクビク

先の衆議院選挙で躍進した国民民主党。選挙公約は「103万円の壁を壊す！」でした。年収103万円を超えると所得税が発生して逆に賃金の手取額が減るので、それを178万円にする、という分かりやすい主張が国民に受け、大きな支持を得ました。しかし社労士としてはメッチャ不安です。それは所得税のことではなく、社会保険料の話です。

●厚生年金の適用拡大は27年10月から

仮に公約通り年収の壁が178万円に引き上げられたとしても、その前に「106万円の壁」があります。それは社会保険料のことで、①事業規模51人以上の会社で、②週20時間以上勤務し、③月8.8万円以上給与がある場合、社会保険加入義務が生じます。国民民主は選挙中、この問題に一言も触れていませんでした。この公約を聞いたとき、「政府は税金じゃなく厚生年金保険料で儲けるつもりか？」と半ば本気で考えてしまいました。厚労省は1月29日、上記①～③の適用規模を27年10月から「36人以上の事業所」に拡大し、規模要件は35年10月に全廃する、という案を政府に提出しました。パートや低所得者の手取額はなかなか増えそうにありません。

●会社にとって厳しい「手取額を増やす案」

では、政府はどうやって公約の「低所得者層の手取額増加」を果たすつもりでしょうか？総選挙から約半月後、厚労省年金部会は「年収151万円（月12万6千円）未満の場合、労働者の保険料負担割合を段階的に縮小する」案を提示しました。その内容は、保険料の負担は歴史的にも法律的にも労使で折半することが原則ですが、法制定時はそれが「世界の趨勢」であっただけで絶対的な根拠ではなく、「労働者が有利になるように割合を見直そう（健保法第162条が根拠）」というものでした。読売新聞（1/30）が例示した割合は、年収106万なら25：75、118万なら30：70と段階的に縮小し、151万で48：52にするというものです。つまり、会社負担の増加です。

衆議院選挙の結果、政府が低所得者層のニーズに応えようとして、最終的に会社にそのオハチが回ってきました。しかも政府と厚労省のフトコロは痛まないのです。さあ、どうしましょう。それよりも、給料計算を生業とする社労士にとって大ごとです。誰が労使折半で誰が4分の1負担なのか、毎回計算しなくてはならないのです。これに輪をかけて所得税の計算も複雑です。また間違えるやんか・・・もうビクビクです。

社労士事務所アジュール 高龍弘

燃料カードの価格表【2025年2月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	167.0円
ハイオク	177.0円
軽油	149.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	168.0円
ハイオク	178.0円
軽油	142.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	169.3～171.3円	171.1～173.1円	169.7～171.7円
ハイオク	179.3～181.3円	181.1～183.1円	179.7～181.7円
軽油	145.3～147.3円	149.6～151.6円	147.8～149.8円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング	FLEX & TRUST カード (Shell)	宇佐美 U1	エネクスフリート
レギュラー	168.6～170.6円	171.2～173.2円	171.8～173.8円	167.0～169.0円
ハイオク	178.6～180.6円	181.2～183.2円	181.8～183.8円	177.0～179.0円
軽油	143.5～145.5円	149.7～151.7円	145.0～147.0円	145.0～147.0円

【価格は税抜】